

生垣設置奨励補助事業に関する水戸市の取り組みについて(報告)

1 生垣設置奨励補助事業の概要

水戸市では、緑豊かで安全な生活環境を確保することを目的として、平成 3 年 4 月に生垣設置奨励補助金交付事業を創設し、生垣を設置する市民に対し、設置等に要する費用を補助しております。平成 26 年度末時点での設置補助の総数は 538 件で、その延長合計は 10,504m となっております。生垣設置奨励補助金交付事業の概要につきましては、表—1 のとおりです。

(表—1) 生垣設置奨励補助金交付事業の概要

①	主な補助金交付の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸市内の住宅用地において、公共用道路に面する箇所が生垣を新設又は既存ブロック塀等を生垣に改造するもの ・ 生垣としての外観を備えるもの(延長 5 m 以上、樹高は概ね 1 m 以上)
②	補助金交付金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生垣設置費用の 1/2 (限度額：1 m 当り 5,000 円、総額 150,000 円) ・ 塀等撤去設置費用の 1/2 (限度額：1 m 当り 3,000 円、総額 90,000 円)
③	申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時・・・交付申請書、設置計画図、工事金額見積書 ・ 完了後・・・完了報告書、領収書の写し、内訳書(請求書等)
④	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付を受けた者は、生垣を常に良好な状態に保つよう努め、設置から 5 年以上は生垣として活用すること。

2 近年の生垣設置奨励補助事業について

生垣設置奨励補助事業を利用した生垣設置件数は、生垣設置奨励補助事業開始直後、多い年には 50 件以上ありましたが、年々減少し、平成 20 年から 22 年の 3 年間では、平均 10 件にも満たない状況でした。

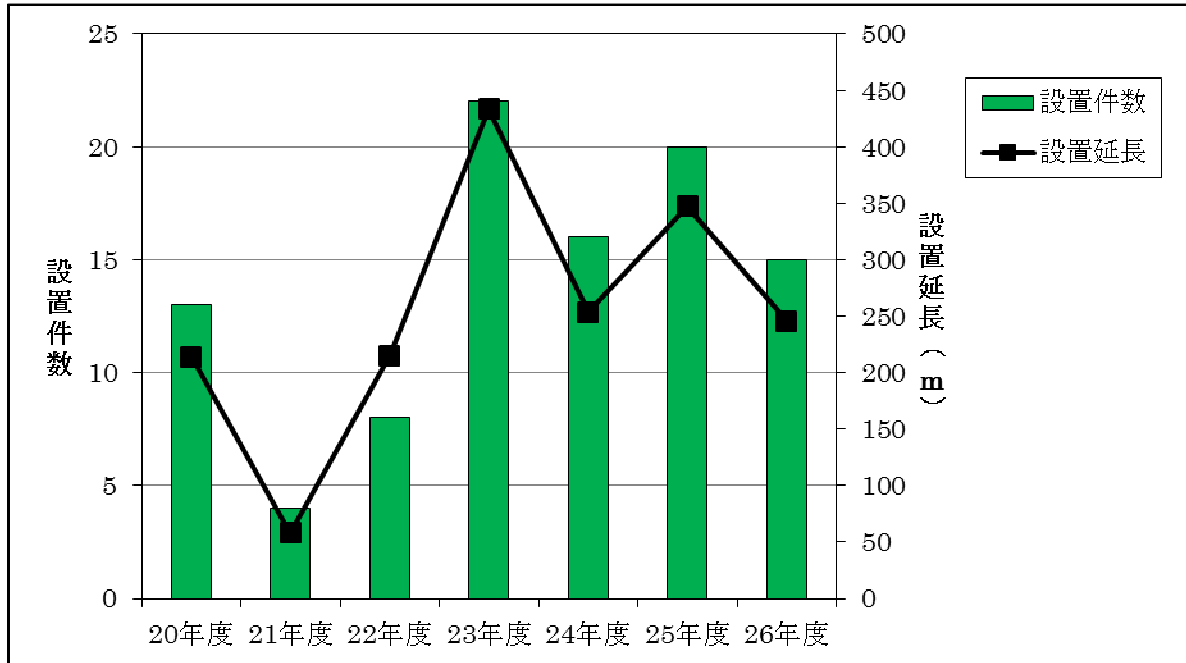
平成 23 年の 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、市内各地でブロック塀等が倒壊する事態が発生しました。生垣設置補助に関する市民からの問合せや申請は年度当初より急増し、6 月には当初予算額が尽き、7 月に生垣設置補助予算を増額補正しました。補助金の増額補正については新聞各社にも取り上げられたこともあり、市民の反響も大きく、最終的に平成 23 年度の設置補助件数は 22 件で、前年度の倍以上の結果となりました。

その後、平成 23 年度ほど申請を受けていないものの、申請件数は高い水準で落ち着いています。

生垣には、緑化の推進や景観の向上に寄与するほか、ブロック塀等から生垣にすることで倒壊等被害防止の防災対策や延焼防止、気温の抑制といった効果もありますので、継続的に生垣設置希望者を支援していきたいと考えております。また、水戸市の環境基本計画において、身近な緑の創出に取り組むということで、平成 35 年度までの生垣設置奨励補助事業を利用した生垣設置延長の目標値を 14,000m と定めており、この目標を達成できるよう広報みやホームページ等を活用し、より一層の PR を図ってまいります。

(表一2) 近年の生垣設置補助実績の推移

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
件数	13件	4件	8件	22件	16件	20件	15件
設置延長	214.25	58.3	215.32	433.2	253.6	347.3	245.7



3 補助事業の改正について

今年度、公共事業の一環で塀等の撤去を行うため、水戸市の補償金を使って塀等の撤去及び再設置を予定している市民より、塀等を再設置せずに生垣を設置した場合、生垣設置補助の対象となるかとの問合せがありました。水戸市生垣設置奨励補助金交付要項において、生垣設置奨励補助事業以外の公共事業で補償などを受けた場合についての記載はありません。しかし、補償金や補助金の交付を重複して行うことは事業の本質としても避けるべきであり、県内で同様に生垣設置補助を行っている土浦市や阿見町などの自治体では、生垣設置補助に関する条例や要項で、他事業の補助や補償を受けた際には、生垣補助の対象外になると定めています。本市でも検討を行い、他事業の補助や補償を受けた際の対応を明確にするため、水戸市生垣設置奨励補助金交付要項において、補助の対象外となる旨の記載を追加することといたしました。

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国又は公共団体の設置するものを除く。）</p> <p>(2)公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）</p> <p>(3)樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの</p> <p>(4)ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの</p> <p>(5)この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの</p> <p>(6)販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの</p>	<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる生垣は、次の各号に該当するものとする。ただし、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの（国又は公共団体の設置するものを除く。）</p> <p>(2)公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。）</p> <p>(3)樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの</p> <p>(4)ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの</p> <p>(5)この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの</p> <p>(6)販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの</p> <p>(7)他の法令等の規定により、補助又は補償を受けたものでないもの</p>